

研究会抄録

(昭和49年1月～6月)

第I(経済分析)研究会

本研究会は、所得分布・所得保障問題と、社会的支出問題を研究課題として進め、1～3月期に次の4報告が行われた。

所得分布・所得保障の分析については、まず「所得分布について」(報告者 江藤勝)のテーマで昭和37～46年間の所得ならびに資産の分布とインフレーションとの関連を取上げた。これによると、高度成長の過程で所得と富の分布が平等化傾向をたどったとの仮説には問題がある。とくに土地・住宅資産の分布は、全国全世帯では、昭和38～42年にやや平等化したが、42～46年に一転して大幅な不平等化をもたらした。また全国勤労者世帯のそれは、全期間にわたり一貫して不平等化傾向をたどっている。

次に「負の所得税に関する最近の展開」(報告者 今泉佳久)では、所得分布の是正と適正かつ有効な所得保障政策として提案されている負の所得税について、学界展望を行い、その代案として提起されている政策の吟味を行っている。

社会的支出問題で「家族規模と社会保障」(報告者 深谷昌弘)は、家族規模の縮小と社会保障依存度の上昇との関係を、理論的実証的に検討したものであり、計量経済学的にもユニークな研究といえよう。

「医療の需要分析」(報告者 田中 滋)は、クロス・セクション分析によって、医療サービスの需要行動を明らかにしたものであり、伝統的な新古典派理論の適用可能性を実証した試みである。

社会的支出に関する経済的・実証的研究と、所得分配に関する研究をメイン・テーマにして本年度(昭和49年度)の研究会活動を始める。

社会的支出に関する研究について、「住宅サービスの消費と住宅投資に関する国際比較」(報告者 城戸喜子)という報告が行われた。1960年代の国民所得統計により家賃および住宅投資からなる住宅支出の対国民総生産比率をとると、欧米諸国では、ほぼ10～11パーセントの水準で安定している。ところがこれらは、家賃の比重が高い家賃支出型と、住宅投資の比重が高い投資支出型の2つに分類される。また住宅水準について、質的な側面を国際比較するだけの十分な資料がなく、これが社会的支出のレベルを比較する上で大きな検討課題になる。

所得分布の研究について、「貧乏と疾病」(報告者 市川 洋・西 三郎)の報告がなされた。疾病や医療費に決定的な影響を与えるのは年齢であって所得水準ではない、というこれまでの仮説を批判し、所得階層別にみると、低所得者ほど受診率が高く、1人当り医療費も高いことが、ファクト・ファインディングによって明らかにされた。さらに低所得階層に多い疾病群を既存統計から分類し、その原因について病理学的な説明が行なわれた。しかし、因果関係の究明には未解決のものが多く、今後の綿密な研究にゆだねられている。

第II(統計調査)研究会

「ヨーロッパにおける住宅手当制度について」(報告者 大川陸)では、報告者が英、独、仏、伊の4ヵ国をまわり調査してきた各国の住宅政策について報告があった。各国とも、家賃統制をはずして自由市場価格にまかせ、その代り入居者に対して住宅手当制度の充実をはかる方向に進んでいるもようである。「家族周期論からみた掛川中高年者調査の意義」(報告者 森岡清美)では、I結婚、II第1子出生、III第1子小学校入学、IV第1子中学校入学、V第1子高校卒、VI子供がみな結婚、独立或いは離家、VII夫退職、VIII夫死亡の8段階に家族周期の段階づけを行う。各段階それぞれ、解決すべき課題をもつが、特に今回強調したのは第V段階が新核家族の再生産という深刻な課題をもち、この解決の仕方はVI以降の段階に影響してくる、ということである。掛川中高年者調査はこのV段階を中心にすえている点に大きな意義が認められてよい。「国民生活実態調査からながめた10年間の動向」(報告者 前田正久)は、厚生省統計情報部が昭和37年以来、毎年、継続的に実施してきた国民生活実態調査の諸成果をそれ以前或いは同時期に実施されている諸関連調査を併用しながら集大成したものである。世帯の業態、構造、類型の変化とその意味、所得分布の変動等の経済分析ほか、生活意識の移り変り、中高年齢者の老後の生活見通し等についても、経済成長から福祉優先への転回過程を背景に分析が加えられている。

「物価騰貴の中での低所得世帯の家計」(報告者 江口 英一)では、社会保障研究会が、最近の物価により崩壊に直面している低所得世帯の実態を明らかにするため、

昭和48年9月と49年2月の2時点に、神奈川と東京の2地区において、生活保護世帯と失対労働者世帯を対象に実施した家計調査結果の報告が行われた。そして、低所得世帯に対して基準の大幅引上げ等の改善策が緊急事であることが指摘された。「昭和49年度全国消費実態調査の概要について」（報告者 椎名克夫）では、本年実施予定の全国消費実態調査概要の説明があった。本年調査では、ストック調査と地域別調査を重視しており、とくに後者は市町村別収支分析に耐えうるものを予定していること。また、非農家に近い兼業農家は対象に含める方向になったこと、世帯主の休日と休日以外に分けて収支動向を見ること等がある。「住宅政策の問題点」（報告者 鈴木俊夫）では住宅需要調査は意識調査で、潜在需要の把握を狙いとしており、住宅5ヵ年計画とも関係すること。住居水準については、単体、世帯属性、相隣、環境に4分して体系づけ、それぞれにミニマムと一般標準が設定され得ること。住宅水準と負担能力の乖離、コスト上昇と年功序列賃金の相乗がもたらす収入と家賃の乖離をうめるために、生産補助から消費補助へ移行する必要があること、大都市圏における公営住宅建設促進のため不良ストック建替えの必要が述べられた。

第III（社会分析）研究会

昭和49年1、2月の研究会報告は以下の通りである。

第8回の報告「イギリスにおける社会医療システムとコミュニティ」（報告者 三友雅夫）では、保守党政権下に行なわれた保健サービスシステムの改編問題がとりあげられ、中央政府レベルの施策とコミュニティ段階での諸サービスとの関連をスムーズにする為の新しいシステムが検討されていること、これに関係する諸分野、についての報告、検討が行われた。

第9回「社会的価値としての福祉」（報告者 直井優）では、福祉を社会的価値として考える場合、「生活水準の安定と向上」という形で定義されうること、この定義の持つ普遍的意義、近代産業社会における意義の限定、その二側面としての「生活様式」及び、「生活保全」としての諸社会的サービスの享受の両側面、およびその二側面間の矛盾、そこから出てくる社会問題の性質、その解決の基礎としての新しい価値の探索、などについての構想に関する説明が行われた。

49年度の社会分析研究会は、前年度のテーマを受け継ぐ形で、「Social Administration」および、「福祉における組織問題」をとりあげる。前者については、主としてイギリスを中心とした理論研究をとりあげ、後者につい

ては、実態調査をふまえた具体的問題を取りあげる予定である。研究の進め方については、5月及び6月の2回の研究会で、三浦・高橋両研究員が幾つかの提案を行なったが、4月の2回の研究会では、前年度からの継続報告が行われた。

4月16日の研究会は、「社会福祉施設計画について」（報告者 館山不二夫）というテーマで、昭和45年に策定された「社会福祉施設整備五ヶ年計画」のみなおしが行われた結果、同報告では、「計画」の進捗状況についての当初の見通しからズレが生じ、幾つかの分野では、やや「水ぶくれ」的現象がみられるのに対し、他の分野では「立遅れ」状況にあることなど、興味深い指摘があった。

4月23日の研究会は、「重症心身障害施設におけるマンパワー問題」（報告者 山崎昌矩）というテーマで、高崎市にある国立コロニー「望の家」の現況について、統計数字をも混ぜた詳しい紹介が行われ、施設に対する家族・社会の無理解、職員配置、勤労意欲、移動労働条件等のマンパワーをめぐる状況、在宅ケアの状況、経費問題などについての認識を深めた。

5月21日は、前述の様に、「昭和49年度の研究の進め方について」報告があり（報告者 三浦文夫）、組織問題をとりあげる視角として、機構・組織過程・組織形成（運動）の3つが考えられ、これに対応して、(1) 行政・経営・従業者の各組織、(2) 社会福祉施設管理・チーム編成、(3) 対象者の組織化・地域組織化等の分野が具体的な研究分野になること、福祉をとりまく背景の変化（Residual→Institutionへ、「救貧」的性格からの脱出、福祉の専門分化、再統合化等のテーマ）をこれに重ね合わせて考えるべきこと、などの提案が行われた。

引きつづき、6月21日には「ソーシャル・アドミニストレーション論の構想」についての報告があり（報告者 高橋紘士）、主として、イギリスを中心として、その成立した背景、ソーシャル・アドミニストレーションの2つの理解の仕方、ディシプリンの展開、研究領域、文献紹介などがあった。この中で、特に、実践的カテゴリーとしての Social Administration と政策的カテゴリーとしての Social Administration との視角の差異が、特に各国の type の差異をみる上で重要であるとの指摘があった。

第IV（経済・社会）研究会

経済と社会研究会は貧困問題の検討を行ってきたが、49年1月は「不平等問題に対する社会科学的考え

方「貧困問題を理解するために」(報告者 地主重美)というテーマで、貧困問題を経済的不平等の問題としてとらえ、これについての考え方を経済学を中心とした社会科学の諸領域における主張から幾つかの類型に整理し、その主張の含意の検討がおこなわれた。その類型とは第一に「平等」および「不平等」の善悪についての先験的な判断にもとづく「価値判断的」命題。第二に「平等化」をもたらす結果についての推論に基づく「結果論的」命題、第三に現存する不平等のパターンの原因の分析に基づく「原因論的」命題の三つの類型である。そして生活標準の単一化をもたらす傾向を持つ自由契約社会としての現代社会においては平等化への圧力が不可避であるという総括的な主張についての検討がなされた。

また4月には「社会的共同消費手段の不足による貧困化」(報告者 大本圭野)という視点から住宅難、交通混雑、公害等々の都市問題及び過疎化と地域共同体の崩壊の問題をとらえ、従来の個別的貧困とは異なる新しい地域的貧困問題の存在することが指摘された。

この間2月に49年度の研究計画の検討が行われた(報告者 馬場啓之助)。主題は「産業社会と福祉社会」で、20世紀後半の現代社会の性格についての検討を主要文献の検討を通じて行ない。社会保障、社会福祉の研究に対し、より広いパースペクティブからの接近に資することが目標とされる。これらの性格づけについてはリヒトハイムの post bourgeois society, ダーレンドルフの post capitalist society, ベルの post industrial society, などの post 規定, ガルブレイスの affluent society, H. G. ジョンソンの Opulent society, ティトマスの welfare society などの豊かな社会ないし福祉社会論, パーソンズの bureaucratic industrialism, カーの multi-dimensional society などの産業社会の高度段階を示す規定など多様な性格づけにみられるように現代社会の性格づけには様々なアプローチがありうる。

そのアプローチの例示として①産業社会論からの接近(パーソンズ, カー) ②混合経済論からの接近(バーリ, ミーンズ, バーナム等の経営者革命論, シュンペーター体系, ガルブレイス理論) ③社会改良論からの接近(ティトマス, T.H. マーシャル) ④低開発国開発論からの接近(ガーシェンクロン)などがあげられる(馬場啓之助, 49年度研究課題より)。

以上のような問題意識にたって今年度の研究会が進められるわけであるが5月の第1回は「混合体制の方向づけについて」(報告者 山田雄三)と題し、現代社会論についての基調的な報告が行われた。

「混合体制」とは民主主義の土台のうえで公共政策を重視する社会体制を指すものとして定義される。そして個人の自由活動にもとづく「市場体制」の修正を通じ政府介入の必要から「混合体制」への移行が生じるが、そこで必要とされるのは体制の目標の選定と達成可能性の問題が吟味されなければならない。これらの問題について果すべき社会科学の役割と方法論について「目標選定の背後にある社会情勢の解明, 目標達成のための社会変化の手がかりの探求」を課題とし、事実認識を最後のよりどころとすべきであるという主張が行われた。

第2回は「現代産業社会への基礎視角——馬場啓之助著『資本主義の逆説』をめぐって」(報告者 高橋紘士, 小林良二)と題し、「産業社会が福祉社会の意義をもちうる条件」について「産業社会から脱却し、これと断絶しなくては福祉社会が展開しないという見解は正しくなく、産業社会のなかで福祉社会の内実は形成しうる」という主張を基調とした馬場著『資本主義の逆説』へのコメントが行われた。

第V(制度)研究会

この期間につぎの研究会が開催された。いずれも、社会保障制度の類型と費用負担に関する国際比較研究プロジェクトの一環としての報告である。2月の研究会では、「社会保障と私的保障——わが国の社会保険を中心として」(報告者 真屋尚生)というテーマで、社会保険と民間保険の関係が論じられた。自己責任原則を基礎とする社会では、個人保険が基本的に必要であるという認識のうえに立って、保障水準, 手法, 対象といった面での両保険方式の補完関係が明らかにされ、社会保険の効率化を高めることによって、そこで生ずる剰余を私的保障に回しうるといった内的な関連の可能性も指摘された。これらの一般的考察を基礎としながら、医療と老齢・遺族等の両保険分野について個別的な考察が行われた。

2月には、もう一つの研究会も行われた。「社会保障と私的保障——アメリカの年金を中心として」(報告者 山崎泰彦)と題しての報告で、やはり社会保障制度の類型と費用負担に関する国際比較研究プロジェクトの一環としての研究の中間報告である。この報告は本誌10巻1号に掲載されているので内容の紹介は省略する。

4月から6月には3回開催された。「最近のアメリカ医療保障の動向」(報告者 藤田貴恵子)は、社会保障と私的保障の関係に関する昭和48年度研究プロジェクトに関連したヒアリングで、アメリカの医療保険立法の最近の動き、現会期に提案されている法案および保健

維持組織 (HMO) について報告が行われた。HMO の訳は医療保険ないし健康保険組織ではどうかという提案も討議のなかで出された。4 月にはもう 1 回研究会が開かれ、昭和 49 年度 プロジェクト「社会保障の長期発展パターンに関する国際比較」研究について打合せが行われた。5 月の研究会では、「フランスにおける老後の生活保障」(報告者 上村政彦)と題する研究報告が行われた。現在のフランス年金システムの多元性の実態とその問題、年金成熟過程における最低保障の方法とその問題、補足的年金制度の意義などについて論じられた。この報告をめぐって、各種最低保障給付相互間の関係、所得制限のしかたなどについて質問と討議が行われた。6 月の研究会では、「西ドイツ社会保障の基本構想」(報告者 保坂哲哉)と題する報告が行われた。戦後西ドイツにおける社会保障体系の形成と発展をとらえるため、それに重要な影響を与えたとみられるワルター・オイケンの社会政策思想とワルター・ボークスの社会保障改革構想を紹介したものである。

第 VI (政策) 研究会

本研究会は、社会保障の各分野におけるトピックスをとりあげているが、1 月は「最近の社会保障事情」(報告者 小山路男)で、報告は最近実情を調査したヨーロッパの社会保障制度を主要内容としていた。

フランスの社会保障制度では、主として、医療給付に焦点が絞られていた。この医療給付は償還方式を用いており、償還方式に用いる償還率や公定料金、公定料金の決定と医師の意見、医療供給の方法と医師の義務、償還方式に不満を示す医師の態度などが報告に含まれていた。なお、この償還方式による医師の収入と関連させて、税制と医師の租税や医師の所得申告なども取上げられた。

また、イギリスの社会保障制度でも、主として医療給付が主に取上げられた。この国は国民保健サービス方式を用いて、医療給付を提供しており、その方式の基盤となる登録医制度、とその制度による医師の報酬支払方式、国民保健サービスを用いない私保険を利用する医療などを中心として、報告が行なわれた。なお、この国における医師の所得と税制の問題も取上げられた。

2 月には「失業保険法改正と勤労者財形貯蓄について」(報告者 岩尾 一)で失業保険制度では、年齢別や性別の受給状況、季節的受給者の状況、産業別や都道府県別の収支状況、就職仕度金の受給状況などについて、給付と負担の不公平が生じており、この制度は現在

の社会経済的な諸条件にふさわしくなくなっている。そのような不均衡は労働市場の分野からみても指摘される。

このような背景のもとに、失業保険の再検討が行われ、雇用保険法案が生れた。この法案は全産業の被用者を対象とし、失業給付事業、雇用改善事業、能力開発事業、および雇用福祉事業の各事業を行うことが予定されている。失業給付事業は給付率に上薄下厚の方式を取入れ、給付日数を年齢に応じて変化させ、特殊な場合の受給日数延期を定め、日などを改正の主要な柱としており、日雇労働者の給付改正や保険制度の財源調達も含まれていた。

勤労者財形貯蓄では、現状と改正案が示され、改正案の主要な柱は範囲拡大、転職時継続、利子非課税の上限引上げ、持家と税制援助措置、基金創設、持家促進、融資改善などであった。なお、報告では、割増金制度の実施を想定した財政負担の試算も取上げられた。

昭和 49 年度に入って、5 月には「昭和 49 年度の厚生行政予算について」(報告者 内藤 冽)の報告があり、昭和 49 年度の厚生省予算はかなり大幅に増大した。この増大は新規の項目もさることながら、たとえば、医療費、年金(とくに福祉年金)などの受給者増加などによる影響が大きい。なお、どちらかといえば、予算の中では、所得保障の分野は約 30% で、50% をやや下まわる医療保障の占める比率が大きい。

ところで、制度に関する部分ではほとんどの柱がすでに出揃っているので、この分野に新しい柱が増えるよりも、むしろ、既存のものを拡充する方向を辿っている。そのような新規や既存のものを含めて、主要な柱についてみるならば、年金では、年金額引上げ、制限緩和などによる受給対象の増加、物価による年金額の調整など、また老人福祉では、要員増、手当の増額、単価上昇などが予算の重要な項目になる。その他、身体障害者対策、保育・母子対策・児童福祉、健康保護や増進・医療活動の分野でも、新規の導入や既存の拡充が図られている。

これらの報告に対して、社会福祉の活動、医療保障、医療担当者の要量確保、老人医療費などをめぐる諸問題が論議された。

6 月には「老人医療の現状と問題点」(報告者 苦米地孝之助)が報告された。老人医療の推移は、まず地域で先行して実施され、その後国の施策として実施されるようになった。国の施策に移行する場合に、現行制度を利用する方式が用いられ、健康保険を基盤として、自己負担分を公費でカバーする方法が用いられた。

ところで、老人医療には、制度の内部と制度を取まく周辺に各種の問題が生じている。たとえば、医師会などは、健康保険と公費医療の組合せは妥当な方策でないとして批判しているが、その背景には、医療機関の請求事務が複雑かつ繁雑になるという点が指摘されている。確かに、公費医療は種類が多く、請求事務は複雑であるが、老人の場合には、件数が多くなるし、手間がかかったり、体が不自由だったり、理解が困難であるなど老人特有の諸問題もかかえている。これらの諸問題以外に、老人の公費医療が国民健康保険（国保）に与える影響は大きく、たとえば、退職した高齢者が国保に加入してくるが、その加入増に対して収入の増加は期待できない。したがって、老人の公費医療による受給者の増加は国保

の財政に容易ならぬ影響を与えることになる。

これらの諸問題に対しては、公費医療の請求事務を一元化するとか、健康保険と公費負担医療の費用を1枚の書類で請求するとかにより管理の簡素化を図る必要がある。また高齢退職者に一定期間被用者の健康保険で医療を提供することも考えられる。

いずれにしても、老人医療は問題点をそのままにして実施したので、現状からみて、再検討が必要になっている。

これらの報告に対して、老人医療と健康保険組合との関係、健康保険と公費の老人医療の関係、国保の今後の在り方、医療機関の立場などをめぐり論議が行われた。

次 号 (Vol. 10, No. 3) 予 告

研究の窓	江 見 康 一
論 文	荒 木 誠 之
“	佐 藤 進
“	菅 谷 章
“	深 谷 昌 弘
書 評	上 村 政 彦
“	小 林 良 二
社会保障統計	
研究会抄録	
社会保障研究所日誌	